

かがわ里海づくりパートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かがわの里海づくりに取り組む企業その他の団体をかがわ里海づくりパートナーとして登録し、かがわの里海づくりへの参加を促して、それぞれの多様な活動を見える化することにより、さらに多くの主体の参加と相互の連携を生み出し、里海づくりを県内全域へ面的な広がりを持った取組として発展させることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本制度の実施主体は県とし、次の各号に掲げるものの協力により実施する。

- (1) かがわ「里海」づくり協議会
- (2) かがわ里海大学協議会

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 企業、教育機関、研究機関、特定非営利法人、地方公共団体その他の団体をいう。
- (2) 登録企業等 第6条第2項の規定によりかがわ里海づくりパートナーとして登録された企業等をいう。

(事業内容)

第4条 かがわ里海づくりパートナー登録制度の事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) かがわ里海づくりパートナーの募集及び登録
- (2) 登録企業等の「里海」づくり活動状況の情報発信
- (3) 登録企業等への支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要と認めるもの。

(登録の要件)

第5条 かがわ里海づくりパートナー登録制度の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する企業等とする。

- (1) かがわの「里海」づくりが目指す美しい海、生物が多様な海又は交流と賑わいのある海の実現に貢献する活動（企業等が事業活動の一環として取り組む環境保全に配慮した活動を含む。以下同じ。）を実施し、又は当該活動に参加していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者でないこと。
- (3) その他公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録)

第6条 かがわ里海づくりパートナーとして登録を受けようとする企業等は、かがわ里海づくりパートナー登録申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、企業等から提出された申請書の内容が第1条の目的に適合し、第5条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした企業等をかがわ里海づくりパートナーとして登録し、登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(ロゴマークの使用)

第7条 登録企業等は、登録期間中にかがわ里海づくりロゴマークを使用することができる。

2 登録企業等が前項に規定するかがわ里海づくりロゴマークを使用するときは、別に定めるかがわ里海づくりロゴマーク使用規程を遵守するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第9条 登録企業等は、登録の有効期間の満了後引き続きかがわ里海づくりパートナーとして登録を受けようとするときは、その登録の有効期間の満了の日までに別に定める登録更新申請書を知事に提出するものとする。

2 第6条第2項の登録は、登録の有効期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第5条、第6条第2項及び前条の規定は、登録の更新について準用する。

4 第1項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までに登録の更新がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後も登録の更新がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(活動状況の報告)

第10条 登録企業等は、原則として毎年1回、「里海」づくりに係る活動状況等を県に報告するものとする。

(登録の変更)

第11条 登録企業等は、第6条第1項の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにかがわ里海づくりパートナー登録内容変更届(第3号様式)を県に提出するものとする。

(登録の辞退)

第12条 登録企業等は、登録を辞退しようとするときは、かがわ里海づくりパートナー登録辞退届(第4号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、第6条第2項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第13条 知事は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第5条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、制度の趣旨に基づき、知事が適当でないとしたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該取消しを受けた登録企業等に対し、その旨を通知するものとする。

(登録証の返還)

第14条 知事は、第12条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第1

項の規定により登録を取り消したときは、登録証を返還させ、当該登録事業者の登録を抹消するものとする。

(事務の所掌)

第 15 条 この要綱に関する事務は、環境森林部環境管理課において所掌する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

かがわ里海づくりパートナー登録申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名 称
代表者職・氏名

かがわ里海づくりパートナー登録制度実施要綱第6条第1項の規定により、かがわ里海づくりパートナーの登録を申請します。

*の付いた項目は、登録後、県ホームページにて公開する予定です。

<企業等の概要>	
名称 *	カガナ ()
代表者職・氏名 *	氏名カガナ ()
本社所在地 *	〒 -
県内事業所所在地 * (ない場合は記載不要)	〒 -
担当者所属部署名	
担当者役職・氏名	氏名カガナ ()
電話番号	- -
FAX 番号	- -
Eメールアドレス	
ホームページURL *	

事業(活動)内容 *	
「里海」づくりに向けた 取組方針 *	
主な事業(活動)内容 【最大3つまで】 *	<事業(活動)内容>
	<事業(活動)内容>
	<事業(活動)内容>

かがわ里海づくりパートナー

～香川から世界へ☆かがわの「里海」づくり～

登 録 証

様

全県域、県民みんなの「里海」づくりに
共に取り組みましょう！

登録期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

香川県知事 池田 豊人

1000年先の未来へ。
美しい里、豊かな海



satoumi
project
Seto Inland Sea, Kagawa

第3号様式（第11条関係）

かがわ里海づくりパートナー登録内容変更届

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
企業等名
代表者職・氏名
担当者役職・氏名

次のとおり登録内容の変更があったので、かがわ里海づくりパートナー登録制度実施要綱第11条の規定により届け出ます。

【登録年月日】 年 月 日

【変更年月日】 年 月 日

【変更内容】

変更項目名		
	変更前	変更後

第4号様式（第12条関係）

かがわ里海づくりパートナー登録辞退届

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
企業等名
代表者職・氏名
担当者役職・氏名

次の理由から登録を辞退したいので、かがわ里海づくりパートナー登録制度実施要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

【登録年月日】 年 月 日

辞退の理由	
-------	--